

大東文化大学 大学評議会議事録要旨

日 時：令和3年10月18日（月） ※manabaによる審議
構 成 員：52名（定足数35名）
出 席 者：46名
議 長：内藤 二郎

I. 報告事項：

1. 理事会および常務審議会報告について

学務部より、令和3年9月22日開催の常務審議会および令和3年9月29日開催の理事会の議案について、資料に基づき報告があった。

2. 2022（令和4）年度学校法人大東文化学園基本方針・行動計画について

議長より、2022（令和4）年度学校法人大東文化学園基本方針・行動計画（9月29日理事会承認）について、資料に基づき報告があった。

3. 2021（令和3）年度大学自己点検・評価報告書について

大学自己点検・評価委員会より、2021（令和3）年度大学自己点検・評価報告書について、資料に基づき報告があった。

4. 2021（令和3）年度内部質保証委員会報告書について

内部質保証委員会より、2021（令和3）年度内部質保証委員会報告書について、資料のとおり報告があった。

5. キャリアセンターからの報告について

キャリアセンターより、就職状況に関わる中間報告並びにキャリアセンター主催の今後の行事等について、資料に基づき報告があった。

6. 入学センターからの報告について

入学センターより、2022年度大学入学共通テスト・一般選抜試験監督者選出依頼（学科別人数）について、資料に基づき報告があった。

II. 報告承認事項：

1. 埼玉県東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）連携事業の展開について

地域連携センターより、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）連携授業の展開内容（2021～2022年にかけての活動指標）について、資料に基づき報告があった。審議の結果、これが承認された。

2. 「大東文化大学公的研究費不正防止計画」の改正について

研究推進室より、「大東文化大学公的研究費不正防止計画」の改正内容について、資料に基づ

き報告があった。審議の結果、これが承認された。

Ⅲ. 議 案：

1. 2022年度専任教員人事計画の変更（案）について

議長より、2022年度専任教員人事計画の変更（案）について、資料に基づき説明があり、審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

2. 大東文化大学全学人事委員会規程の改正（案）について

学務部より、大東文化大学全学人事委員会規程の改正（案）について、資料に基づき説明があり、審議の結果、これが承認された。

3. 大東文化大学東洋研究所規程の改正（案）について

東洋研究所より、大東文化大学東洋研究所規程の改正（案）について、資料に基づき説明があり、審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

4. 大東文化大学書道研究所規程の改正（案）について

書道研究所より、大東文化大学書道研究所規程の改正（案）について、資料に基づき説明があり、審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

5. 大東文化大学利益相反委員会規程の改正（案）について

研究推進室より、大東文化大学利益相反委員会規程の改正（案）について、資料に基づき説明があり、審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

6. 大東文化大学利益相反ポリシーの改正（案）について

研究推進室より、大東文化大学利益相反ポリシーの改正（案）について、資料に基づき説明があり、審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

7. 大東文化大学化学物質管理規程の制定（案）について

研究推進室より、大東文化大学化学物質管理規程の制定（案）について、資料に基づき説明があり、審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

8. 大東文化大学研究者の行動規範の改正（案）について

研究推進室より、大東文化大学研究者の行動規範の改正（案）について、資料に基づき説明があり、審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

9. 大東文化大学研究倫理委員会規程の改正（案）について

研究推進室より、大東文化大学研究倫理委員会規程の改正（案）について、資料に基づき説明があり、審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

10. 大東文化大学学則（第 23 条の 29～30／社会学部 授業科目の開設等）の改正（案）について
社会学部より、大東文化大学学則（第 23 条の 29～30／社会学部 授業科目の開設等）について、資料に基づき説明があり、審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

11. 大東文化大学学則（第 5 章 教育課程／学芸員資格科目）の改正（案）について
学務部より、大東文化大学学則（第 5 章 教育課程／学芸員資格科目）の改正（案）について、資料に基づき説明があり、審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

12. 大東文化大学と名桜大学との間における教育・研究等に関する連携協定について
議長より、大東文化大学と名桜大学との間における教育・研究等に関する連携協定について、資料に基づき説明があり、審議の結果、これが承認された。

以 上